

令和7年度ふるさとふくしま情報提供事業（地域情報紙制作・発送業務）
公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

令和7年度ふるさとふくしま情報提供事業（地域情報紙制作・発送業務）

2 業務の概要

東日本大震災及び原子力災害により、今なお多くの県民が避難生活を続ける中、避難指示解除の進行など避難者を取り巻く環境が変化しているとともに、避難生活の長期化により避難者の課題が個別化・複雑化している。

このような状況を踏まえ、避難者の生活再建に資する情報や福島県で安心して暮らすための取組、より魅力的で新しい「ふくしまの今」の姿等を盛り込んだ地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」を隔月で発行し、避難者に対してきめ細かく情報提供を行う。

3 委託業務の内容

別紙1「委託仕様書」のとおり

4 委託業務期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

5 見積限度額

21,834,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 参加条件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

(8) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

7 公募型プロポーザルの実施スケジュール（予定）

実施内容	日程・期日
1 公募開始	令和7年2月6日（木）
2 質問受付	令和7年2月6日（木）から2月14日（金）正午まで
3 質問に対する回答	令和7年2月18日（火）午後5時
4 参加申込書の提出期限	令和7年2月26日（水）午後5時
5 審査委員会の開催通知	令和7年3月3日（月）
6 企画提案書提出期限	令和7年3月6日（木）午後5時
7 審査委員会	令和7年3月中旬（予定）
8 審査委員会結果通知	令和7年3月中旬（予定）
9 契約の締結	令和7年4月1日（火）

8 公募型プロポーザルに関する質問書の受付

(1) 質問書の提出方法

本公募型プロポーザルに関する質問は、公募型プロポーザル募集要領等質問書（第1号様式）により、「16 問合せ先」宛に郵送又は電子メールで、令

和7年2月14日（金）正午までに避難者支援課へ提出すること（必着）。

なお、その他の方法による質問には一切応じない。

(2) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年2月18日（火）午後5時までに福島県避難者支援課のホームページに掲載する。なお、回答に当たり、質問者名は表示しない。

9 公募型プロポーザルへの参加申込

本公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この参加申込書の提出がない者の参加は一切受け付けない。

(1) 提出書類

参加申込書（第2号様式）

(2) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

メール又は郵送

※郵送の場合は書留等の配達日時が分かる方法で送付すること。

(4) 提出先

「16 問合せ先」宛に提出すること。

10 企画提案書等の提出

本公募型プロポーザルに参加する意思のあるものは、9により参加申込を行った上で、以下のとおり必要書類を提出すること。なお、この企画提案書等の提出がない者の企画提案は一切受け付けない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表（任意様式） 20部

イ 会社概要（第3号様式） 1部

ウ 法人登記簿の写し 1部

（申請受付日の3か月以内のもの。法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。）

エ 業務実施体制書（第4号様式） 1部

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの
表明・確約に関する同意書（第5号様式） 1部

カ 作品案 20部

作品案は、仕様書を踏まえた内容かつ仕上がりであること。

なお、構成は既刊号（第67号～第107号）を参考にすること。

キ 費用見積書（任意様式） 1部

- (2) 提出期限
令和7年3月6日(木)午後5時(必着)
- (3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は書留等の配達日時が分かる方法で送付すること。
- (4) 提出先
「16 問合せ先」宛に提出すること。

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。
 - ア 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 指定された提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - オ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - ク 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ケ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (2) 複数企画提案の禁止
企画提案者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 辞退
9により参加申込書を提出した後に本公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 費用負担
本公募型プロポーザルの参加に要する一切の経費等は、企画提案者の負担とする。
- (5) その他
 - ア 提出書類は、特に指定する場合を除き日本産業規格A4版とする。
 - イ 本公募型プロポーザルへの参加する者は、参加申込書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書等は、企画提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製する場合がある。

オ 提出された企画提案書等は、企画提案者の権利、競争上の地位その他の正当な権利を害するおそれがあるため、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象としない。

カ 企画提案書、費用見積書には紙面制作に関することに加え、必ず情報発信（YouTube 広告等）に関する提案、見積りを記載すること。

12 審査会

（1）日時

令和7年3月中旬（予定）

（2）会場

福島県庁又は周辺施設

（3）その他

ア 正式な開催日時及び会場は別途通知する。

イ 審査会への出席は1社3名以内とする。

ウ 審査会の内容は、企画書及び作品案の説明並びに審査委員からの質疑とし、それぞれ10分程度を予定している。

13 審査結果の発表及び通知

（1）日時

令和7年3月中旬（予定）

（2）審査方法

審査会により決定する。

（3）発表方法

審査会参加者全員に対し、書面で通知する。

なお、審査結果はホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

（4）審査基準及び配点等

別紙2のとおり

14 契約等

（1）契約手続

福島県は、本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、最も優れた提案を行った者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は交渉の結果、契約締結までに至らなかった場合は、次点の者と契約の締結交渉を行う。

（2）権利

本情報紙の著作権は、福島県に属するものとする。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト・写真等）については協議による。

(3) 業務の委託期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までとする。

(4) その他

福島県は、契約に当たって採用した提案について変更を求めることができるものとする。

15 その他

本事業は、福島県の令和7年度当初予算の成立等を前提に事業化されるものであり、予算の成立がなければ、いかなる効力も発生しない。

16 問合せ先

福島県避難地域復興局避難者支援課 担当/押田

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

電話(024)523-4250

e-mail: hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

<参考>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。